

特 記 仕 様 書

業 務 名 ： 和田・川崎線付替え道路整備工事に伴う事前家屋調査業務委託

業務場所 ： 山武市和田405番地1外

委託年度 ： 令和8年度

山武市 総務部 資産経営課

(適用)

第1条 この特記仕様書は、業務委託契約書第1条でいう「仕様書」で本委託業務に適用する。

(委託の目的)

第2条 本業務は、成東中学校校舎改築工事に先立って行われる和田・川崎線付替え道路整備工事に伴う振動により、隣接する家屋等（別紙調査箇所図）に損害が及ぶ可能性があることから、これらの配置及び現況を把握し、万が一工事に起因する損害が発生していた場合、損害額の算定に資する資料を作成することを目的とする。

(適用範囲)

第3条 本特記仕様書は、山武市（以下「発注者」という。）が委託する和田・川崎線付替え道路整備工事に伴う事前家屋調査業務委託に適用される主要事項を示すものである。

(関係法令・規定等)

第4条 本業務の実施にあたっては、本特記仕様書のほか下記に記載する関係法令・規定書（一部改正を含む最新版）に基づいて実施するものとする。

- (1) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (2) 千葉県公共測量作業規程（平成20年9月16日付け国国地第538号）
- (3) 山武市財務規則（平成18年山武市規則第52号）及び契約約款
- (4) 地盤変動影響調査算定要領（平成26年10月1日用第392号制定通知）

(作業概念)

第5条 本業務を遂行するにあたっては、発注者の意図及び目的を十分理解したうえで経験のある最上級の業務主任技術者を定め、かつ適切な人員を配置して最高技術を発揮するよう努力するとともに、正確丁寧に行わなければならない。

(提出書類)

第6条 本業務受注者（以下「受注者」という。）は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及び現場説明の際に指定した書類を除く。

- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

(打合せ等)

第7条 本業務を適切かつ円滑に実施するため、業務主任技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

- 2 業務等着手時及び設計図書で定める義務の区切りにおいて、業務主任技術者と監督員は打合せを行うものとし、相互に確認しなければならない。
- 3 業務主任技術者は、本特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

(業務計画)

第8条 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

2 業務計画書には、契約図書に基づき次の各号の事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果品の内容、部数
- (7) 連絡体制（緊急時を含む）
- (8) その他

（関係官公庁への手続き等）

第9条 受注者は、本業務の実施にあたっては、発注者が行う関係官公庁への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、本業務を実施するため関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

2 受注者が関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

（測量器械の検定）

第10条 本業務に使用するすべての器械は、精度の保持及び成果の補完に適し得るものとし、公益社団法人日本測量協会測量技術センターで定める検定基準に基づいて検定を受けるものとする。

（立入り及び立会い）

第11条 受注者は、工損調査等のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地、建物等権利者の同意を得なければならない。

2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては、立入りの日及び時間をあらかじめ監督職員に報告するものとし、同意が得られないものにあつては、その理由を付して、速やかに監督職員に報告し指示を受けるものとする。

3 受注者は、工損調査等を行うため建物等の立入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ地権者の了解を得ることをもって足りるものとする。

4 受注者は、工損調査等を行うため建物等の立入り調査を令和8年10月30日までに完了させるものとする。

（身分証明書の携帯）

第12条 受注者は、発注者から工損調査等に従事する者の身分証明書の交付を受け、業務に従事する者に携帯させるものとする。

2 工損調査等に従事する者は、権利者等から請求があつたときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。

3 受注者は、工損調査等が完了したときは、速やかに身分証明書を発注者に返納しなければならない。

（調査業務等の実施）

第13条 受注者は、調査業務等の実施にあたっては、関連する関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。

(検査)

第14条 受注者は、契約約款第13条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際は、契約図書に示す成果品を業務報告書とともに提出し検査を受けるものとする。

(契約変更)

第15条 受注者は次の各号にあげ得る場合において、委託契約の変更を行うものとする。

- (1) 委託料の変更が生じる場合
- (2) 履行期限の変更が生じる場合
- (3) 発注者と受注者が協議し、本業務遂行上必要があると認められる場合

2 発注者は、前項の場合において、変更する設計図書等を次の各号に基づき作成するものとする。

- (1) 本仕様書第15条の規定に基づき発注者が受注者に指示した事項
- (2) その他、発注者と受注者との協議で決定された事項

(成果品の管理及び帰属)

第16条 成果品の管理及び帰属はすべて発注者とする。受注者が成果品を公表するについては、一切これを認めない。

(成果品)

第17条 本業務における成果品は、次の各号とおりとする。

- (1) 業務報告書 2部
- (2) 縮小図面集 (A4見開き) 2部
- (3) 電子媒体 (CD) 2枚

(成果品の提出)

第18条 受注者は、本業務が完了したときは、設計図書に示す成果品を提出し検査を受けるものとする。

2 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は発注者の指示する場合で同意した場合は、履行期間途中においても部分引き渡しを行うものとする。

(守秘義務)

第19条 受注者は、契約約款第27条第1項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、業務が完了した後も同様とする。

(その他)

第20条 この特記仕様書の定めのない事項については、別途協議の上決定とする。